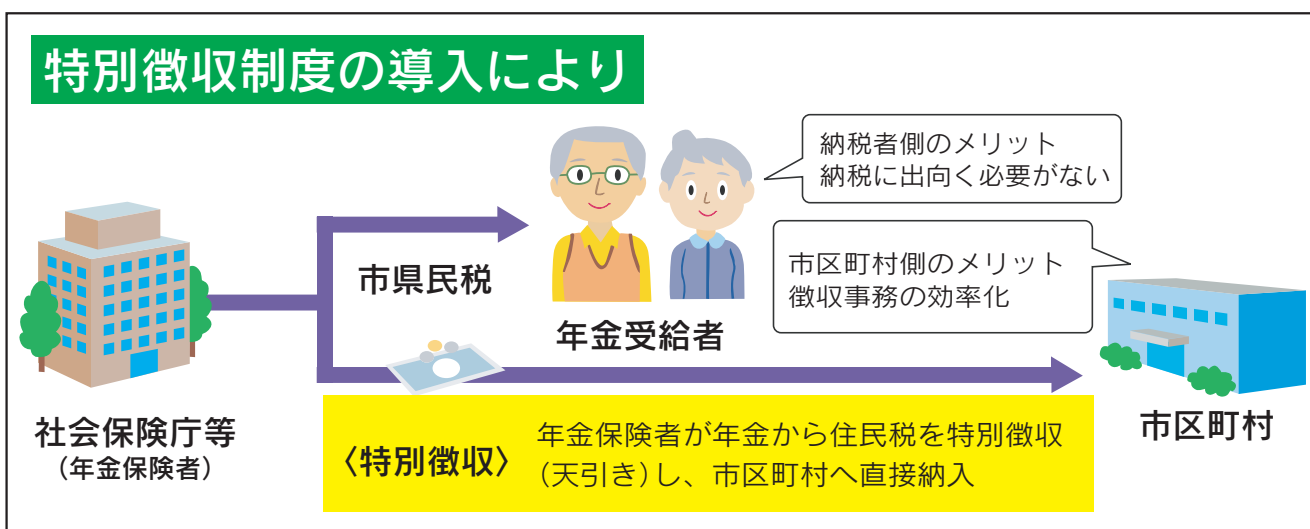
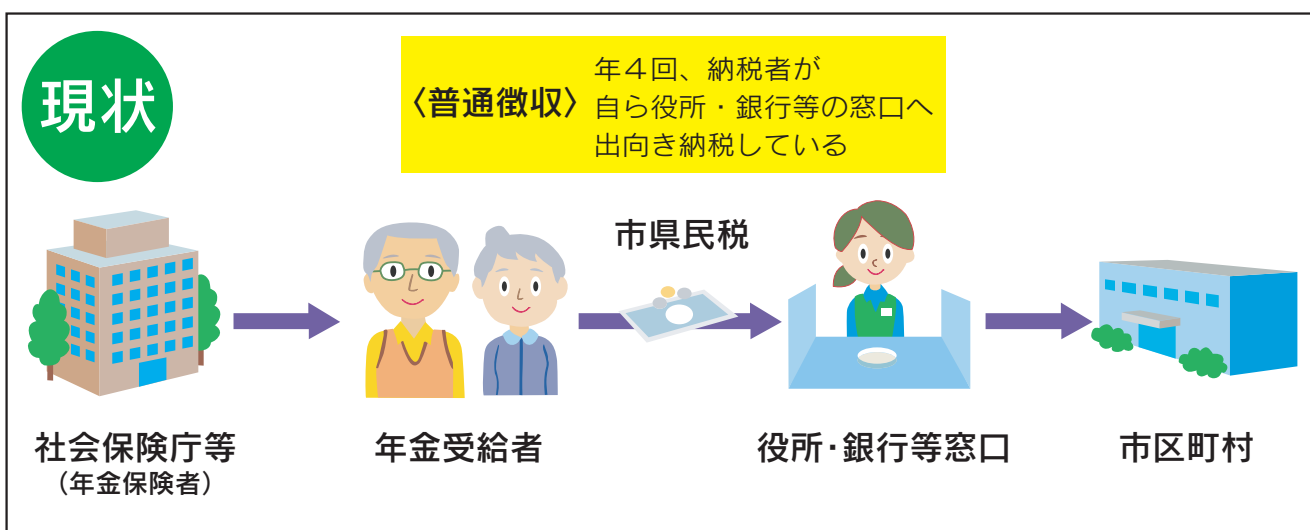


65 歳以上の公的年金の受給者で、市県民税を納税されている方にお知らせです 市県民税の公的年金からの特別徴収制度が始まります

今年の 10 月から、市県民税の公的年金からの特別徴収（天引き）制度が始まります。この制度は 65 歳以上の公的年金を受給されている方で、市県民税を納税する義務がある方が対象です。

現在、公的年金を受給されており市県民税の納税義務のある方は、年 4 回、役所や銀行などに出向き、市県民税を納めています。今回の制度導入により、市県民税が公的年金から特別徴収（天引き）されることとなり、年金の支払いをする社会保険庁などが直接、市区町村に市県民税を納めるようになりますので、対象となる方は基本的に金融機関に行く必要がなくなります。また、市区町村においても事務の効率化が見込まれます。

市県民税の公的年金からの特別徴収（天引き）制度へのご理解をよろしくお願いします。



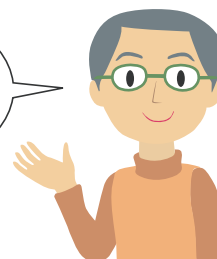
65 歳以上の公的年金受給者のうち市県民税の納税義務のある方が対象です

この制度の対象となるのは、「4 月 1 日現在 65 歳以上の公的年金の受給者で、前年中の年金所得に係る市県民税の納税義務のある方」です。また、「介護保険料の特別徴収の対象とならない方」「当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金等の額を超える方」などは特別徴収（天引き）の対象とはなりません。

新たな税負担が生じるものではありません

市県民税の公的年金からの特別徴収(天引き)制度は、納税義務者(年金受給者)が支払うべき市県民税を社会保険庁などの「年金保険者」が市区町村に直接納めるように納税方法を変更するものであり、この制度により新たな税負担が生じるものではありません。

65歳以上の方の年金所得に係る市県民税の納税方法が変わります。



なお、特別徴収(天引き)されるのは「年金所得に係る市県民税」であり、「給与所得などに係る市県民税」はこれまで通り別途納めることとなります。

市県民税の年税額		
給与の所得に対して課税された税額	公的年金等の所得に対して課税された税額	その他の所得に対して課税された税額

この税額が公的年金の特別徴収(天引き)の対象となります。

平成21年10月支給分から特別徴収(天引き)が始まります

特別徴収の開始は平成21年10月支給分の年金からとなります。そのため、21年度の税額の半分については、平成21年6月及び8月に普通徴収(納税通知書により銀行などで納める方法)により納めていただくことになります。

また、年金所得以外の所得に係る市県民税については、従来どおりの方法により納めていただくことになります。

平成21年
10月支給分
から徴収開始

平成21年度における特別徴収(天引き)の方法

平成21年度の納税方法				
普通徴収 (納付書・口座振替による納税)		公的年金からの特別徴収 (天引き)		
6月	8月	10月	12月	平成22年2月
対象税額の 1/4	対象税額の 1/4	対象税額の 1/6	対象税額の 1/6	対象税額の 1/6

例：公的年金等の所得に対して課税される税額が60,000円の方の場合

平成21年度の納税方法				
普通徴収 (納付書・口座振替による納税)		公的年金からの特別徴収 (天引き)		
6月	8月	10月	12月	平成22年2月
15,000円 (対象税額の 1/4)	15,000円 (対象税額の 1/4)	10,000円 (対象税額の 1/6)	10,000円 (対象税額の 1/6)	10,000円 (対象税額の 1/6)

平成22年度以降における特別徴収(天引き)の方法

平成22年度以降、前年度から継続して特別徴収(天引き)される方の納税方法					
公的年金からの特別徴収 (天引き)					
4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
その年の2月に徴収した額と同額	その年の2月に徴収した額と同額	その年の2月に徴収した額と同額	残額※の 1/3	残額※の 1/3	残額※の 1/3

※残額は対象税額(公的年金等の所得に対して課税される税額)から4月、6月、8月に特別徴収(天引き)する額を差し引いた額となります。

問い合わせ先 税務課 市民税係 ☎ 72-2111 内線 124・125